

「使用食材に対する安全の確認」 栽培履歴調査12か年の調査結果のご報告

お客様の「料理の安全・安心の確保」
に対するニーズに応じて、
大庄は、栽培履歴を調査しています!!

大庄グループでは、何故、栽培履歴調査を行うのか!!

1 まずは、農薬安全使用基準に基づいて生産されているかを確認したい

- ① 農産物等は農薬取締法規定に基づいて農薬を使用する者が遵守すべき基準(農薬安全使用基準)が定められています。
- ② 同法の施行規則、省令等を含めて、表示事項の遵守、希釈倍率、使用回数等の詳細が規定されており、農薬は農薬安全使用基準に基づいて使用する必要があり、大庄はこれを確認します。

2 リスク防止に大いに役立つと考えています

- ① 残留農薬分析の結果が基準の範囲内にあっても、生産者が使用する農薬について正確に理解しているかを確認することは、今後の危害防止のために極めて大切であると考えています。
- ② 生産者の農薬に対する理解の把握は、栽培履歴(農薬の使用記録を含む)調査が最適です

3 契約産地の生産者に、安全な農産物生産をお知らせする資料として活かせる

- ① 栽培履歴調査の結果は、他に実施する残留農薬分析、重金属分析等の結果とともに、産地訪問実施の際の情報の提供や意見交換、注意して頂きたい事柄のご指導の大切な資料となります。

現在(第47期)の栽培履歴調査の実施状況

1 調査の内容

- ① 調査対象の選定： 抽出調査とし、大庄の店舗で使用している農産物に対し、総合科学新潟研究所が毎月作物・産地を指定して調査します。
- ② 調査点数： 第47期は、定期調査で105点を調査しました。

2 調査結果

- ① 105点の調査対象において、農薬取締法に抵触する(産地切替)事例はありません。
- ② 産地への問い合わせ確認を含めて、101点(96.2%)で、適正な栽培管理、農薬使用を確認しました。
- ③ なお、4件(3.8%)は、違反では無いが、農薬使用に関する注意事項をご指導しました。

栽培履歴調査結果の12年間の動向

1 毎年(期)100~130点程度を調査しています。

簡単には履歴を提供してもらえないJAも増えており、新物流センターの稼働による取扱方法の変更も重なって栽培履歴の入手が難しくなっています。頑張って調査点数の確保に努めています。

2 当初は農薬取締法違反(産地切替)が多くありましたが、契約産地を訪問指導し、違反は年々低下

第36期は産地切替が13.2%ありましたが、第47期6.5%、第48期2.7%と年々低下しました。

3 第43期以降もか年(期)は、栽培履歴調査による農薬取締法違反(産地切替)の事例はありません

第42期の1件0.8%を最後に、近年(5か年)は栽培履歴調査による産地切替がありません。

4 なお、調査結果に基づくご指導は近年増加していますが、安全性の低下ではありません

近年は農薬取締法違反の事例が殆ど無いことから、契約産地に「転ばぬ先の杖」として丁寧に情報提供するように努めており、このため指導件数が増加しています。安全性の低下ではありません。

1 栽培履歴の調査結果

(1) 調査対象及び調査点数

① 調査対象の選定

毎月実施する定期調査とし、総合科学新潟研究所が抽出で産地・品目を指定する。

② 調査点数

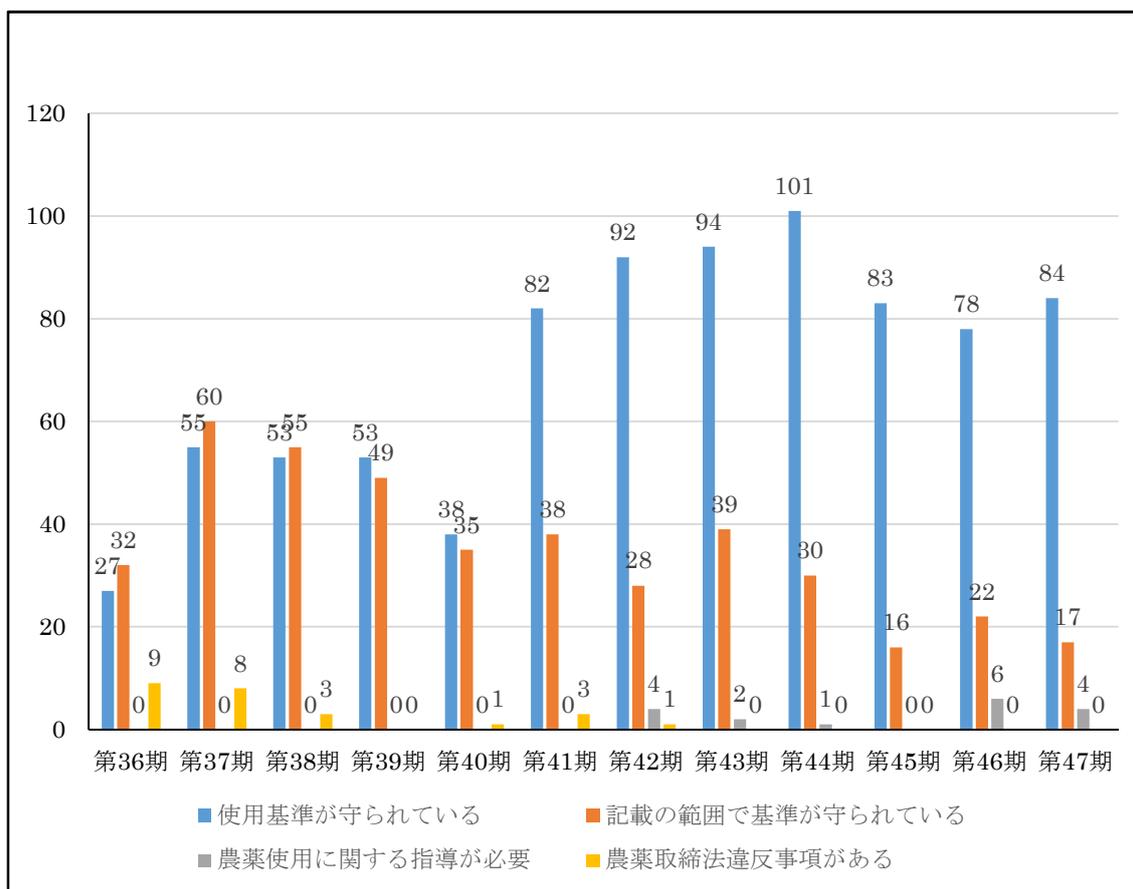
期毎に、100～130 点程度の調査を実施しています。

可能であれば、調査点数を増やしたいが、近年、簡単には履歴を提供して頂けないJAもあり、点数拡大は容易ではありません。

(2) 調査結果

第36期からの12年間の調査結果を取り纏めました。

<栽培履歴調査12年間の調査結果グラフ>



＜栽培履歴の調査結果一覧＞

	調査点数	調 査 結 果			
		使用基準が守られている	記載の範囲で基準が守られている	農薬使用に関する指導が必要	農薬取締法違反事項がある
第 36 期	68	27 (39.7%)	32 (47.1%)	0 (0%)	9 (13.2%)
第 37 期	123	55 (44.7%)	60 (48.8%)	0 (0%)	8 (6.5%)
第 38 期	111	53 (47.7%)	55 (49.5%)	0 (0%)	3 (2.7%)
第 39 期	102	53 (52.0%)	49 (48.0%)	0 (0%)	0 (0%)
第 40 期	74	38 (51.4%)	35 (47.3%)	0 (0%)	1 (1.4%)
第 41 期	123	82 (66.7%)	38 (30.9%)	0 (0%)	3 (2.4%)
第 42 期	125	92 (73.6%)	28 (22.4%)	4 (3.2%)	1 (0.8%)
第 43 期	135	94 (69.6%)	39 (28.9%)	2 (1.5%)	0 (0%)
第 44 期	132	101 (76.5%)	30 (22.7%)	1 (0.8%)	0 (0%)
第 45 期	99	83 (83.8%)	16 (16.2%)	0 (0%)	0 (0%)
第 46 期	106	78 (73.6%)	22 (20.8%)	6 (5.7%)	0 (0%)
第 47 期	105	84 (80.0%)	17 (16.2%)	4 (3.8%)	0 (0%)
計	1,303	840 (64.5%)	421 (32.3%)	17 (1.3%)	25 (1.9%)

※記載の範囲で基準が守られている栽培履歴は、産地に必要事項を問い合わせ確認しています。

- ① 提供して頂いた栽培履歴で安全な栽培管理が確認できたものが、当初の第 36 期では約 40%程度でありましたが、第 47 期には 80%に増加しています。
- ② 一部の記載漏れ等について産地に問い合わせ確認した結果、安全性が確認できたものを加えると、第 36 期では 86.8%ですが、第 47 期には 96.2%になっています。
- ③ 一方、農薬取締法違反があつて産地切替を行った事例は、当初は 13%と高いものがありましたが、契約産地を繰り返し訪問してお話しすることで違反は減少し、第 43 期以降の 5 か年は農薬取締法違反がありません。
安全性は、大きく向上しています。
- ④ 一方、農薬使用に関する指導を行った件数が近年増加していますが、これは、違反件数が殆ど無いことから、新潟研究所がきめ細かく情報提供するように努めていることによるもので、心配な点数が増加しているものではありません。

2 栽培履歴調査の結果、産地切替を行った対象数とその理由

今までに産地切替を行ったものが25点あり、その理由(農薬取締法違反)を取り纏めました。なお、複数項目で違反していた事例があり、切り替え理由は28項目あります。

<産地切替対象数及び切替の理由(農薬取締法に抵触の内容)>

	産地切替 対象産地数	産地切替の理由(農薬取締法に抵触の内容)				
		使用時期	使用回数	希釈倍率 ・散布量	適用外農薬の使用	計
第36期	9	5	-	4	-	9
第37期	8	4	-	3	1	8
第38期	3	1	1	1	-	3
第39期	0	-	-	-	-	0
第40期	1	1	-	-	-	1
第41期	3	2	-	1	1	4
第42期	1	1	-	1	-	2
第43期	0	-	-	-	-	0
第44期	0	-	-	-	-	0
第45期	0	-	-	-	-	0
第46期	0	-	-	-	-	0
第47期	0	-	-	-	-	0
計	25	14	1	10	2	27

※産地切替の理由(農薬取締法に抵触の内容)については、違反事項が複数の場合が2件あります。

- (1) 使用時期を守らなかった(基準外の時期に農薬を使用)事例が最も多く14件
使用時期については、最後の農薬散布後に収穫(出荷)までの日数が農薬使用基準どおりに確保されること、及び播種(定植)時の理解不足が大きな原因となっています。
- (2) 次に、希釈倍率や散布量が基準を超えた事例が10件確認
これは、農薬登録の使用基準を理解していないことが要因ですが、3年毎の農薬の再登録において、希釈倍率や散布量が変更されたことを、承知していないことが原因の場合も見受けられます。
- (3) 農薬の使用回数の超過や適用外農薬の使用も確認
基準の使用回数を超えて散布した事例が1件、その品目に使用することが認められていない適用外農薬の使用も2件ありました。

3 農薬取締法に抵触した具体的内容

農薬取締法に違反した 25 件の具体的な内容を記載し、違反を引き起こした原因を検討することで、再発防止に活かしたいと考えています。

<農薬取締法に抵触した内容>

	品 目	産 地	農薬取締法に抵触した内容
第 36 期	キュウリ	埼 玉 A①	ネマトリンを適用外の播種後に散布
	キュウリ	埼 玉 A②	ネマトリンを適用外の播種後に散布
	ねぎ	茨 城 A	オリゼメート粒剤の使用量超過
	キャベツ	茨 城 B	プリンスの収穫 14 日前迄を 9 日前に散布
	エダマメ	新 潟 A	アグロスリン乳剤、ロブラール水和剤の使用時期が基準外使用
	エダマメ	新 潟 B	ロブラール水和剤の使用時期が基準超過
	ナス	群 馬 A	モスピラン水溶剤 4,000 倍を 2,000 倍で散布
	ネギ	茨 城 A	オリゼメート粒剤の使用量超過
	ミニトマト	山 形 A	コテツフロアブル 2,000 倍を 1,000 倍で散布
第 37 期	ニンジン	熊 本 A	ネトリエース粒剤、フォース粒剤の使用時期超過
	キュウリ	熊 本 B	複数の農薬で基準外の使用
	ミニトマト	群 馬 B	ベルコート水和剤 6,000 倍を 3,000 倍で散布
	大葉	茨 城 A①	トリフィン水和剤の収穫前散布が基準超過
	大葉	茨 城 A②	トリフィン水和剤の収穫前散布が基準超過
	大葉	茨 城 A③	トリフィン水和剤の収穫前散布が基準超過
	ナス	茨 城 B	コマイト水和剤 2,000 倍を 1,500 倍で散布
グリーンリーフ	茨 城 C	適用外農薬のトルネート [®] フロアブル [®] の使用	
第 38 期	キュウリ	千 葉 A	D-D92 剤 20L/10 a を 30L/10 a 散布
	糸ミツバ	千 葉 B	アミスター 20 フロアブル 1 回散布の基準を 2 回散布
	ネギ	福 井 A	オリゼメート粒剤の使用時期が基準を超えて散布
第 39 期	無し		
第 40 期	ネギ	大 分 A	播種時又は定植時が基準のガイシン粒剤を、定植 12 日後に散布
第 41 期	グリーンリーフ	神奈川 A	定植時に適用が無いアクタラ粒剤を散布
	ミツバ	埼 玉 A	アリエッティ水和剤収穫 14 日前を、7 日前に散布
	ミツバ	千 葉 A	タカレン液剤、トップジンM水和剤、アトマイヤー顆粒水和剤の希釈倍率が基準超過、リゾレックス水和剤の使用時期が超過
第 42 期	大葉	千 葉 A	モルスタン水和剤の収穫前日数 10 日前迄が基準超過、及び希釈 3,000 倍を 1,500~2,000 倍で散布、トリフィン水和剤の使用時期超過

《農薬取締法違反を引き起こした原因の検討》

(1) 農薬安全使用基準の確認

基本的事項である、農薬散布時に事前に使用基準を確認することを忘れてしまったことが、まず、第一の要因と考えられます。

(2) 農薬に表示されている事項の確認

従来から「表示主義」といわれているように、農薬登録の内容が変更されても、購入してある(使用する)農薬の有効期限内であれば「表示事項に基づく農薬使用」は認められていました。

記憶に頼って、表示を確認することを省略してしまった場合に、記憶が間違っていたことで違反になる場合があります。

(3) 短期暴露評価による使用基準の変更を理解していなかったこと

近年、農薬安全使用基準の設定において短期暴露評価の項目追加により農薬の残留基準が変更されたことから、農薬の使用基準が変更されたものが多数あります。

この場合は、(2)に記載した従来からの表示主義の例外として扱われることから、短期暴露評価の実施による登録変更を承知していないことも原因の一つとなっています。

(4) 自己流の判断

① 播種(定植)時の範囲

農薬使用時期の播種(定植)時について、国は「あくまでも播種時であり、概ね当日」を意味するとの見解です。

作業の都合等から10日も20日も幅を持って自己流に解釈している事例が見受けられます。個人の判断は危険です。

② 収穫前日数の確保

農薬毎に、収穫の幾日前までの使用出来るか(何時以降は使用出来ないのか)が定められています。農産物の収穫適期だけを考えて散布後の日数確保を忘れて出荷したことから、日数が不足の場合が見受けられます。

③ 農薬使用回数、希釈倍率、散布量も全て定められていることの理解

農薬使用回数、希釈倍率、散布量等も全て基準が定められています。

この理解が不足したまま農薬を使用し、結果として使用出来ないこととなる事例があります。

4 産地に指導を行った内容(安全使用基準定植して産地切替を行った対象以外の産地)

<産地に対して指導を行った内容>

	品目	産地	確認及び指摘等の内容
第42期	レタス	長崎A	① 登録が定植時使用のフォース粒剤を定植前に散布 ② 栽培期間外で違反では無いが、定植時(概ね当日)使用となっている登録内容を遵守するように指導
	ダイコン	静岡A	① オルトラン粒剤の散布計画で、希釈倍率が1,000倍と記載されていることから、登録内容の1,500~2,000倍を遵守するように指導 ② 播種日の記載が洩れていることから、記載を指導
	レタス	茨城A	① 農薬登録が定植時使用のオリゼメート粒剤を、定植前に散布 ② 栽培期間外で違反では無いが、定植時(概ね当日)使用となっている登録内容を遵守するように指導
	ミズナ	岡山A	① 前年産のミズナで、不適当な農薬使用を確認 ② 今回納品の25年度産のみずなについては農薬不使用のため問題が無いが、今後の農薬使用に対する注意喚起のため指導を実施
第43期	セロリ	静岡A	① 使用回数超過の疑いがあったことから照会 ② 複数の圃場の使用記録がまとめて記録されていたことから、圃場毎に区分して記載するよう指導
	ブロッコリー	長野A	① 以前に、間違った指導を受けて不適正な農薬使用があったことから、詳細に確認 ② 農薬使用について品目毎に別途記帳するよう指導
第44期	江戸菜	千葉A	① 農薬毎の使用時期・回数の照会 ② 圃場別の栽培記帳を指導
第45期	無し		
第46期	ネギ	青森A	① 生産者がダイアジノン粒剤(登録外)とダントツ粒剤(登録対象)の混同が推測されることに関する照会 ② 2農薬の登録内容及び安全使用基準を詳細に指導
	ニンジン	千葉A	① 定植後に使用できない除草剤の使用に関する照会 ② 播種日と定植日の記載間違い等が無いように指導
	トマト	熊本A	① H28.1にトマトの適用が削除された農薬「サマイトフロアブル」の使用に関する照会 ② 登録変更前に購入した農薬(有効期限内)の使用に関する指導
	ネギ	埼玉A	① スター水和剤の希釈倍率に関する照会 ② 安全使用基準の確認及び記録方法について指導
	ネギ	茨城A	① メジャーフロアブルの希釈倍率に関する照会 ② 安全使用基準の確認及び記録方法について指導
	ミズナ	茨城B	① アデイホ乳剤の希釈倍率及び散布時期(月日)の照会 ② 収穫前日数の確保について注意するように指導
第47期	ニンジン	千葉A	① マラソン乳剤の収穫前使用時期の確認 ② 安全使用基準の確認及び記録方法について指導
	ダイコン	千葉B	① 大根に対するハチハチ乳剤の希釈倍率確認 ② 前年10/25に登録変更(使用方法が変更)された内容の指導

	サニーレタス	群馬 A	① 使用していないがサニーレタス(非結球レタス)に適用がないアグリマイシンが計画に記載されていた ② 農薬登録の内容の確認を指導
	グリーンカー ル	群馬 A	① アミスター20フロアブルの使用計画で、希釈倍率が2000倍のところ、1000倍散布と記載されていたことに関する指導。 ② 農薬の登録内容及び安全使用基準を指導

《主な指導内容》

(1) 栽培記録への記載方法に関する指導が9件

- ① 複数圃場等の栽培管理の記載方法について、圃場別、品種別、段撒き(定植)の時期別に、用紙を替えて記載するように指導したものが6件あります。
- ② 播種日等の記載漏れ、記載の間違い等も、2件指導しました。
- ③ なお、取り纏めには1件しか入っていませんが、農薬名を正確に記帳するように各生産者に繰り返し指導しています。

(2) 栽培管理(農薬散布を含む)計画書に対する指導が5件

- ① 登録変更等を承知していないことにより、希釈倍率を以前の倍率(登録変更前)をそのまま記載している事例の指導が4件です。
- ② 適用除外農薬を、計画書に記載していたことに対する指摘が1件ありました。

(3) 農薬使用時期に関する正確な理解の指導が4件

- ① 農薬安全使用基準の定植時の範囲に対する指導が2件あります。
- ② また、収穫前日数の確保についても、2件指導しました。

(4) 登録変更についての説明や指導が5件

- ① 登録変更内容の説明を行った。
- ② 適用除外となった農薬の使用に関する注意を行った。
- ③ 使用方法が変更された農薬の新たな使用基準の指導。
- ④ 登録変更前に購入した農薬(有効期限の範囲内)の使用に関する指導。

(5) その他

- ① 一部で提供して頂いた、前年の栽培記録から農薬の使用方法に関する注意指導を行った事例が2件あります。
- ② 似通った名前の農薬を混同していたことに対する指導も1件あります。

※ これらの内容は、今後の産地への情報提供に活かしてまいります。